令和6年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立久留米中学校 校 長 木 下 信 久

第1 いじめ防止のための基本的な考え方

(いじめの定義)

この基本方針において、「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、 当該行為の対象となっている生徒の心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)や東久留米市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等(いじめ未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等)のために総合的かつ効果的に推進する。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及 び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐 れがある。

したがって、本校では、「いじめゼロ」を目指すとともに、全ての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、どんな理由があろうとも、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の青務)

いじめが行われず、全ての生徒が安心して、学習その他の活動に取り組むことができるように、 軽微ないじめも見逃さずに、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑 われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、保護者の理解を得ながらいじめの解決を図る。さ らに相談しやすい環境の中で生徒自身が考え行動できるように再発防止に努める。

第2 いじめの防止等に関する取組

(具体的な取組)

いじめの防止等を組織的・効果的にするための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。学校いじめ防止対策委員会では、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」について取り組む。

〈構成員〉

校長、副校長及び主幹教諭、生活指導主任、学年主任(生徒指導担当)、養護教諭、スクールカウンセラーから構成する。

〈開 催〉

原則として、月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

(1) 未然防止に関して

ア 「いじめは絶対に許されない」という基本的な考え方を学校全体に醸成を図る。 いじめの事実を誰かに伝えることは正しい行為であり、重要なことであるという認識 をもつように促す。

イ 道徳教育や人権教育の推進等による、いじめに向かわない態度や能力の育成を図る。

- ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えること ができるような取組を推進する。
- エ 年3回の校内研修により教職員の資質向上を図る。
- オ 積極的な情報発信等により家庭との緊密な連携協力を図る。
- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるよう教職員対象の情報モラル研修の実施や「SNS家庭ルール」作成を推奨、保護者への啓発活動の推進をする。
- キ 全教員による校内巡回を実施する。
- ク 「いじめに関する授業」を年に3回実施し、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進によって、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

(2) 早期発見に関して

- ア 学期1回の定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの早期発見やいじめの実態把握をする。
- イ いじめに関する相談室等の利用方法や外部の電話相談窓口の周知徹底を図る。
- ウ いじめ対策委員会で、全教職員による情報の共有を図る。
- エ スクールカウンセラーによる1年生全員対象とした面談を実施する。

(3) 早期対応に関して

- ア いじめを発見した場合、速やかに組織的・効果的に対応する。
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を第一とする。
- ウ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保をする。
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度で生徒を指導する。
- オ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組をする。
- カ いじめが発生した学級等の保護者に対する、個人情報に十分配慮した上での速やかな事 実関係等の説明及び解決に向けての協力要請を行う。
- キ 保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有して対応する。
- ク 情報発信等による保護者との情報の共有を図る。
- ケ 「いじめの指導状況管理一覧」シートを活用した記録等に基づき、きめ細やかな指導と 継続的な対応を行い、再発を防止する。
- コ 関係機関や専門家(SC・SSWなど)との相談や連携をする。
- サ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携する。

(4) 重大事態への対処に関して

- ア いじめられた生徒の安全確保をする。
- イ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保をする。
- ウ 関係機関や専門家(SC·SSWなど)との相談や連携を図る。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携・協力をする。
- オ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- カ 重大事態発生時について教育委員会へ報告する。

第3 いじめ防止等に関する学校評価の実施

(いじめ防止等に関する取り組みの評価と改善)

いじめの未然防止、実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、自己評価を実施する。また、学校評価では、いじめ防止に関する学校関係者評価を受け、常に課題の改善に努め、「いじめゼロ」を目指す。